

教職員が **子供たちと向き合う時間** を確保するため

**学校における働き方改革** へのご理解とご協力をお願いします！

## 背景

現在、国や県では、学校における働き方改革を推進することにより、各学校が子供たちに必要な教育活動を持続的に行い、その健やかな成長に繋がられるように取り組んでおります。

教職員が心身の健康を保持し、**子供たちと向き合うための時間**や、授業の質を高めるための**授業準備の時間を十分に確保**できるよう、学校・教職員の役割や働き方を見直し、教職員の長時間勤務を早急に改善することが必要とされています。

教職員の時間外勤務は改善傾向にありますが、依然として長時間勤務の教職員が多い状況です。銚子市教育委員会は、学校の働き方改革に向けて、一層の取組を進めてまいります。保護者・地域の皆様におかれましても、ご理解・ご協力をお願いします。

## 教職員の勤務の現状

✓本市の教職員の勤務時間は**8時00分から16時30分まで**(※1)です。

✓早朝や**16時30分以降は勤務時間外**となります。

✓国の調査では、小・中学校では2人に1人の教員が、国の基準(※2)を超えて時間外勤務をしていることや中学校では、**過労死ライン**(※3)を超えている教職員が**4割近く**にのぼるとされています。

※1 勤務時間は学校によって異なります

※2 月あたり45時間以上の時間外勤務

※3 月あたり80時間以上の時間外勤務

### <教職員の1日のスケジュールの例(小学校)>

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00		
時間外	勤務時間 (【例】8:00~16:30)									時間外				
授業準備	登校指導	朝学活等	1校時	2校時	児童指導(業間)	3校時	4校時	給食指導	清掃指導	5校時	6校時	終学活	下校指導	休憩
														○授業準備・教材研究 ○提出物返却準備 ○成績評価 ○行事の準備 ○保護者の相談対応 ○個別の打ち合わせ ○学級(学年)事務 ○部活動指導(中学校)

## 働き方改革の取組例

### ○夜間・休日、学校閉庁日の電話対応

- ・学校への電話による問い合わせ等は、小学校は17時まで、中学校は17時30分までとします。(※4)
- ・電話が繋がらない場合には、翌日以降の勤務時間にご連絡をお願いします。
- ・緊急対応を要する場合は、市役所や警察など専門機関へのご連絡をお願いします。

※4 長期休業中は、16時30分までとします

正規の勤務時間は、16時30分までのため、長期休業中以外でも、16時30分以降対応しかなる場合があります

事故やけがなどの緊急時や学校行事のため、上記の時間以降に、学校から連絡を差し上げる場合があります

### ○学校行事の精選など

- ・学校行事をコロナ禍以前と同様に再開することを望む声もありますが、行事のねらいや子供たちの状況を踏まえて、廃止・統合や規模の縮小、時間の短縮など、工夫をして実施する場合があります。
- ・地域の行事も再開されていますが、休日の場合などは、教職員が参加できないこともあります。

### ○保護者・地域との連携

- ・登下校時の安全確保等については、保護者や地域の皆様のご協力を引き続きお願いします。

# 文部科学大臣メッセージ

## ～子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に～

学校における働き方改革「元年」と言える2019年から約4年、皆様のご尽力のおかげで、教員勤務実態調査では在校等時間が減少しましたが、依然として長時間勤務の教師が多い実態も明らかになっています。この改革の目的は、働き方の改善により教師が学ぶ時間を確保し自らの授業を磨くこと等を通じて、子供たちにより良い教育を存分に行うことができるようにすることです。今後は、2024年度からの3年間を集中改革期間とし、政府全体として質の高い公教育の再生に向け、働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に進めていきますが、教師を取り巻く環境をより良いものとするには待ったなしであるため、直ちにできることに関し、文部科学大臣としてメッセージをお伝えします。

### 1. 国が先頭に立って改革を進めます

教師を取り巻く環境整備の加速化に向け、これまで以上に力強く教育予算を確保します。教師の処遇については、約50年ぶりの抜本的改善に向け今後議論を深めていきますが、今からすぐ取り組めることとして、大幅な教職員定数の改善や支援スタッフの大胆な配置充実、教師のなり手の確保に向けた取組を進めます。

また、国・地方自治体・各学校が行う業務の精選・見直しを国が率先して示します。今回の中央教育審議会の提言でも、学校行事の真に必要なものへの精選・見直し、登校時間の見直し等が例示されています。「やめようと思っても、様々な理由によりやめられない」との声は私にも届いていますが、働き方改革そしてその先のより良い教育につながる取組は、文部科学省として全力で応援しますので、このメッセージを業務改善に向けた旗印としてご活用ください。

### 2. 学校・教育委員会は、できることは直ちに実行を

働き方改革は国だけでは進みません。改めて、一人一人の教師の勤務時間管理及び健康管理、業務分担の見直し等の責任を有しているのは各校長でありサービスを監督する各教育委員会であるということ、すべての校長先生及び教育長の方々にご確認いただきたいと思っております。これまでの取組で効果の見られた好事例は相当蓄積されており、徹底した実行に移すべき時です。提言では、例えば、標準授業時数を大幅に上回っている教育課程編成の見直しをはじめ各主体において求められる対応が整理されておりますので、各学校の課題を踏まえ、今からできることは直ちに着手いただきますよう、お願いします。

### 3. 保護者・地域住民の皆様へ

デジタル化の進展など急激に変化する時代の中で、今学校は、子供たちが主体的で創造力豊かに次代を生きる力を育てるため、教育の質の向上に取り組んでいます。教師が教師でなければできない業務に集中してこの課題を達成するため、学校・家庭・地域の連携分担や学校の働き方改革が必要であり、皆様の力がこれまで以上に求められています。更なる連携・協働のためには、国や地方自治体がメッセージを発するとともに、学校が保護者・地域住民の皆様とより積極的にコミュニケーションを図ることが必要です。その際、業務の優先順位を踏まえた思い切った精選・見直しや教師と保護者・地域住民の皆様との役割分担の見直し等の相談についても、ご理解とご支援をいただければ幸いです。

令和5年(2023年)8月29日

文部科学大臣 永岡 桂子